■サービスの利用料について

原則としてサービス費用の1割が利用料となります

居宅サービス、施設サービス(以下、介護サービス)とも原則として サービス費用の1割を負担するだけで利用できます。

利用料が高額になったときには

利用者の負担が重くならないように、1ヵ月当たりの介護 サービスの利用料(同一世帯の合計額)(*1)の支払が一 定の上限額(*2)を超えた場合、その超えた部分について 「高額介護(居宅支援)サービス費」としてお返しする制度 があります。

■利用者負担の軽減について

利用者負担の軽減制度とは…

介護保険制度では、利用者はサービス費用の1割にあたる 利用料や、施設サービスの食事代(標準負担額)を支払うこ とになります。

しかし、収入が低かったり、災害により著しい損害を受け たような場合には、介護サービスの利用料や施設サービスの 食事代が軽減される制度があります。

この利用者負担を軽減する制度の適用を受けるには、介護 保険課に申請が必要です。

「減額認定証」が交付されます

軽減が適用されると、その種類に応じた「減額認定証」が 交付されます。この減額認定証をサービス事業者や施設に提 示すると、記載された割合に応じて利用料などが減額される しくみです。

なお、減額認定証は毎年6月もしくは7月に更新となりま す(減額認定証の種類によって異なります)ので、必要に応 じて毎年更新手続を行ってください。

利用者負担の軽減についてのお問い合わせ

利用者負担の軽減制度については、介護保険課またはケアマネ ジャーにお問い合わせください。

該当者には、サービスを利用された月の3ヵ月後以降に申請書を お送りしますので、必要事項を記入し押印のうえ、領収書を添えて 介護保険課まで申請してください。

(*1) ここでの利用料には下記のものは含みません。

- ・福祉用具購入費・住宅改修費の1割負担分
- ・施設サービス利用時の食事代
- ・日常生活費等のその他の利用料
- ・支給限度額を超えるサービス利用料

(*2) 一定の上限額(1ヵ月当たり)

世帯の所得状況に応じて下記のとおりです。

- ①市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者等
- ②市民税世帯非課税者等 ③上記以外の場合

15,000円 24,600円 37,200円



利用者負担が軽減の対象者は…

利用者負担軽減の要件は以下のようになっています。

▶ 食事の標準負担額の減額

- ①市民税世帯非課税の人
- ②市民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している人
- ③生活保護を受けている人
- ④標準負担額が減免されなければ生活保護が必要になる人

▶ 法施行時のホームヘルプサービス利用者等の訪問介護利用者負担額軽減

- 生計中心者が所得税非課税で以下のいずれかに該当する人
- ①平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間に、無料でホーム ヘルプサービスを利用していた人
- ②65歳の年齢到達前1年の間に障害者施策によるホームヘルプサービス を無料で利用していた人
- ③第2号被保険者

▶ 社会福祉法人等による生計困難者に対する減免 (※減免措置を行わない社会福祉法人等もあります)

- ①市民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している人
- ②利用料が減免されなければ生活保護が必要になる人
- ③市民税世帯非課税で、以下のすべてに該当する人
 - ア. 収入金額が60万円以下で、所得金額が0円の人
 - イ. 市民税課税者の扶養家族になっていない人
 - ウ. 活用できる資産のない人

▶ 収入の著しい減少・災害による著しい被害による減額・免除

- ①災害により著しい損害を受けたとき
- ②生計維持者が死亡したり、長期入院等により収入が著しく減少したとき
- ③生計維持者の収入が事業の休廃止、失業等により著しく減少したとき

▶ 平成12年4月1日時点で特別養護老人ホームに 入所していた人に対する減額

平成12年4月1日時点(介護保険制度の施行時)に特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)に入所していた旧措置入所者

西宮市高齢者保健福祉計画・西宮市介護保険事業計画策定委員会の委員を募集します

市では、西宮市介護保険事業計画の見直しを行うため に、西宮市高齢者保健福祉計画・西宮市介護保険事業計 画策定委員会を平成13年7月に設置します。

この策定委員会は、介護保険の被保険者、家族介護者 などの市民をはじめ、関係団体、介護サービス事業者等で 構成し、介護保険の現状、介護サービスなどの量的・質的 な向上と健全な介護保険財政運営についてそれぞれの立 場で意見を述べていただき、現状を踏まえた次期計画を 作成するために設置します。

この策定委員会に被保険者の立場で参画していただけ る方を募集します。

お問い合わせは健康福祉計画課(0798-35-3135)へ。

応募条件	西宮市の介護保険第1号被保険者(平成13年7月1日現在満65歳以上の方)か第2号被保険者(平成13年7月1日現在 40歳以上65歳未満で医療保険に加入している方)で、介護サービスをはじめ、介護保険制度や高齢者福祉に関心があり、ボランティアで委員会に参画していただける方
募集人員	募集人員は、介護保険第1号被保険者が2人、第2号被保険者は1人の合計3人
任 期	平成13年7月~15年3月(予定)
応募方法	往復八ガキに「西宮市高齢者保健福祉計画・西宮市介護保険 事業計画策定委員に応募」と明記のうえ、住所、氏名、性別 生年月日、職業、電話番号を記入し、 〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所健康福祉計画課 まで送付してください。
募集期間	応募の締切りは、平成13年6月22日(金)消印有効
選考方法	応募者多数のときは、応募条件に不備がないか確認のうえ公 開抽選で決定します。